

令和2年第4回

富谷市議会定例会議案書

令和2年12月1日提出

富 谷 市

令和2年第4回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1号	富谷市国民健康保険税条例の一部改正について・・・・・・・・・・	1
議案第 2号	富谷市介護保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・	6
議案第 3号	富谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・	10
議案第 4号	富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・	13
議案第 5号	富谷市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	15
議案第 6号	富谷市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・	18
議案第 7号	令和2年度富谷市一般会計補正予算（第9号）・・・・・・・・・・	別冊
議案第 8号	令和2年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）・・・・	別冊
議案第 9号	令和2年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第4号）・・・・・・・・	別冊
議案第10号	令和2年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）・・・・	別冊
議案第11号	令和2年度富谷市水道事業会計補正予算（第3号）・・・・・・・・・・	別冊

議案第12号	和解及び損害賠償額の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	21
議案第13号	富谷市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	22
議案第14号	黒川地域行政事務組合理約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・	23

議案第 1 号

富谷市国民健康保険税条例の一部改正について

富谷市国民健康保険税条例（昭和44年富谷町条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年12月1日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

所得税法（昭和40年法律第33号）の改正による地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富谷市国民健康保険税条例（昭和44年富谷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第22条 略</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金</p>	<p>第1条～第22条 略</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

改正後	現行
<p>等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア～カ 略</p>	<p>_____を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア～カ 略</p>
<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p>	<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p>

改正後	現行
<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、<u>43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額</u>）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>第23条の2～第27条 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法</u> _____ <u>第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、</u></p>	<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u> _____  _____</p> <p>_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>第23条の2～第27条 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額</u> _____  _____」とあるのは、「<u>法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、</u></p>

改正後	現 行
<p>同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>4～15 略</p>	<p>同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」</p> <p>_____とする。</p> <p>4～15 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の富谷市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



議案第 2号

富谷市介護保険条例の一部改正について

富谷市介護保険条例（平成12年富谷町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年12月1日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市介護保険条例の一部を改正する条例

富谷市介護保険条例（平成12年富谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条 略</p> <p>（保険料額）</p> <p>第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料額は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 82,800円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7)～(12) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第3条～第16条 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>（保険料額）</p> <p>第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料額は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 82,800円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7)～(12) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第3条～第16条 略</p>

改正後	現行
<p>附 則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第7条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年_____における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した場合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>第8条 略</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第7条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に_____租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合_____</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）</u>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>第8条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富谷市介護保険条例附則第7条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 3号

富谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年富谷市条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年12月1日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

富谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年富谷市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第5条 略 (管理者)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>第7条～第34条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 <u>令和9年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（</u> <u>主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項</u> <u>に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の規定を受けている事業所（同日にお</u></p>	<p>第1条～第5条 略 (管理者)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>3 略</p> <p>第7条～第34条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 <u>令和3年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p>

改 正 後	現 行
<p><u>いて当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。</u></p>	

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項にただし書を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 4号

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
(平成26年富谷町条例第20号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年12月1日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の改正に伴い、所要の改正を行う  
もの。



富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年富谷町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第2項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)～(29) 略</p> <p>第3条～第52条 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第3項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)～(29) 略</p> <p>第3条～第52条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5号

富谷市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

富谷市後期高齢者医療に関する条例（平成20年富谷町条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年12月1日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

富谷市後期高齢者医療に関する条例（平成20年富谷町条例第7号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第10条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合の特例）</p> <p>4 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____</p> <hr/> <p>中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年_____における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>第1条～第10条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合の特例）</p> <p>4 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に_____租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）</p> <hr/> <p>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則  
（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の富谷市後期高齢者医療に関する条例附則第4項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 6 号

富谷市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について  
富谷市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和63年富谷町条例第29号）  
の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年12月1日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

富谷市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和63年富谷町条例第29号）

の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第14条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 当分の間、第13条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租</u> <u>税特別措置法（昭和32年法律第26号）第</u> <u>93条第2項に規定する平均貸付割合をい</u> <u>う。）</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年_____における<u>延滞金特例基準割合に年</u> <u>7.25パーセントの割合を加算した割合と</u> <u>し、年7.25パーセントの割合にあつては</u> <u>当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの</u> <u>割合を加算した割合（当該加算した割合が年</u> <u>7.25パーセントの割合を超える場合には、</u> <u>年7.25パーセントの割合）とする。</u></p>	<p>第1条～第14条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 当分の間、第13条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に</u> <u>_____租</u> <u>税特別措置法（昭和32年法律第26号）第</u> <u>93条第2項の規定により告示された割合</u> <u>_____</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>（以下この項において「特例基準割合</u> <u>適用年」という。）</u>中においては、年14.5パーセントに_____あつては当該<u>特例基準割</u> <u>合適用年における特例基準割合に_____年</u> <u>7.25パーセントの割合を加算した割合と</u> <u>し、年7.25パーセントの割合にあつては</u> <u>当該特例基準割合に_____年1パーセントの</u> <u>割合を加算した割合（当該加算した割合が年</u> <u>7.25パーセントの割合を超える場合には、</u> <u>年7.25パーセントの割合）とする。</u></p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富谷市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第12号

和解及び損害賠償額の決定について

市営湯船沢住宅32号棟の給湯設備の故障により水道料金及び下水道使用料が増加した事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

記

- 1 損害賠償額 一金22,517円也
  
- 2 和解の相手方
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金22,517円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

令和2年12月1日提出

富谷市長 若生 裕俊



議案第13号

富谷市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
富谷市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて，地方税法（昭和  
25年法律第226号）第423条第3項の規定により，議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 佐々木 喜 一

生年月日

令和2年12月1日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

富谷市固定資産評価審査委員会委員 佐々木喜一は，令和3年1月31日をもって任期満了となるため。

## 議案第14号

### 黒川地域行政事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、黒川地域行政事務組合同規約（平成3年宮城県（地）指令第111号）を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月1日提出

富谷市長 若生 裕俊

### 提案理由

黒川地域行政事務組合において共同処理している適応指導教室を廃止することに伴い同組合同規約を変更することにつき、協議するもの。

## 黒川地域行政事務組合理約の一部を変更する規約

黒川地域行政事務組合理約（平成3年宮城県（地）指令第111号）の一部を次のように変更する。

第3条中第13号を削り，第14号を第13号とし，第15号を第14号とし，第16号を第15号とする。

第16条第2項第2号中「第15号並びに第16号」を「第14号並びに第15号」に改め，同項第6号を削り，同項第7号中「第3条第14号」を「第3条第13号」に改め，同号を同項第6号とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第16条関係）

号別\区分	均等割	人口割	実績割
管理運営並びに第1号及び第2号	50%	50%	—
第3号	30%	70%	—
第4号，第5号，第6号，第14号及び第15号	25%	—	75%
第12号	20%	80%	—

### 附 則

この規約は，令和3年4月1日から施行する。

黒川地域行政事務組合規約新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1条・第2条 略 (組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務及び事業を共同処理する。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <hr/> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>第3条の2～第15条 略 (経費の支弁方法)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項第2号の関係市町村の負担金の負担方法については、次の各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第3条第4号、第5号、第6号及び<u>第14号並びに第15号</u>の事務に要する経費の負担金については、別表第1に掲げる均等割及び実績割（前年の1月から12月までの実績による。）により算定した額を関係市町村が負担する。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(6) 第3条第13号の事務に要する経費の負</p>	<p>第1条・第2条 略 (組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務及び事業を共同処理する。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p><u>(13) 適応指導教室の運営に関すること。</u></p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>第3条の2～第15条 略 (経費の支弁方法)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項第2号の関係市町村の負担金の負担方法については、次の各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第3条第4号、第5号、第6号及び<u>第15号並びに第16号</u>の事務に要する経費の負担金については、別表第1に掲げる均等割及び実績割（前年の1月から12月までの実績による。）により算定した額を関係市町村が負担する。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>第3条第13号に要する経費の負担金については、別表第1に掲げる均等割及び在籍児童生徒数割（前年の10月1日の小・中学校在籍児童生徒数による。）により算定した額を関係市町村が負担する。</u></p> <p>(7) 第3条第14号の事務に要する経費の負</p>

改正後				現行				
担金については、均等に関係市町村が負担する。 別表第1（第16条関係）				担金については、均等に関係市町村が負担する。 別表第1（第16条関係）				
区分 \ 号別	均等割	人口割	実績割	区分 \ 号別	均等割	人口割	実績割	在籍児童生徒数割
管理運営並びに第1号及び第2号	50%	50%	—	管理運営並びに第1号及び第2号	50%	50%	—	—
第3号	30%	70%	—	第3号	30%	70%	—	—
第4号, 第5号, 第6号, 第14号及び第15号	25%	—	75%	第4号, 第5号, 第6号, 第15号及び第16号	25%	—	75%	—
第12号	20%	80%	—	第12号	20%	80%	—	—
				第13号	70%	—	—	30%
別表第2 略				別表第2 略				

備考 訂正箇所は下線が引かれた部分である。